

# 令和3年度秋田支部事業計画(案)

## 【協会けんぽの理念】

### ○基本使命

協会は保険者として健康保険事業及び船員保険事業を行い、加入者の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の利益の実現を図る。

### ○キーコンセプト

- ・加入者及び事業主の意見に基づく自主自律の運営
- ・加入者及び事業主の信頼が得られる公正で効率的な運営
- ・加入者及び事業主への質の高いサービスの提供
- ・被用者保険の受け皿としての健全な財政運営

## 【秋田支部の役割】

協会けんぽの理念に基づき、地域の実情を踏まえた取組みを推進し、加入者ひいては県民の健康増進に寄与する。

# 目 次

事業内容	頁
<b>1. 基盤的保険者機能関係</b>	
(1)健全な財政運営	4
(2)サービス水準の向上	4
(3)限度額適用認定証の利用促進	4
(4)現金給付の適正化の推進	4
(5)効果的なレセプト内容点検の推進	5
(6)柔道整復施術療養費の照会業務の強化	5
(7)あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の審査手順の最適化の推進	5
(8)返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進	5
(9)被扶養者資格の再確認の徹底	6
(10)オンライン資格確認の円滑な実施	6
(11)業務改革の推進	6
<b>2. 戦略的保険者機能関係</b>	
(1)第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ>※	7
(2)関係機関等との協力連携による健康づくり事業の推進<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ>	9
(3)広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ>	9
(4)広報の推進<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ>	10
(5)ジェネリック医薬品の使用促進<Ⅰ、Ⅲ>	10
(6)インセンティブ制度の実施<Ⅱ、Ⅲ>	10
(7)地域の医療提供体制等への働きかけや意見発信<Ⅱ、Ⅲ>	11
(8)調査研究の推進 <Ⅰ、Ⅲ>	11

※戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標・・・「Ⅰ 加入者の健康度の向上」、「Ⅱ 医療等の質や効率性の向上」、「Ⅲ 医療費等の適正化」

# 目 次

事業内容	頁
<b>3. 組織・運営体制関係</b>	
(1)人事・組織に関する取組	12
(2)内部統制に関する取組	12
(3)その他の取組	12

次頁の実施内容等に記載の「KPI：Key Performance Indicator（重要業績評価指標）」とは、成果（アウトカム）を見据えた目標のことで、どのような取組みを実施したか（アウトプット）のみで評価を行うのではなく、その取組みによって何がどの程度変わったかという成果（アウトカム）において評価を行う。

分野	実施内容等
1. 基盤的保険者機能関係	<p>適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、健全な財政運営に努める。</p> <p><b>(1) 健全な財政運営</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、経済情勢の悪化による協会財政への影響が懸念される状況を踏まえ、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</li> <li>今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。</li> <li>各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。</li> </ul> <p><b>(2) サービス水準の向上</b> ※予算案②-3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。</li> <li>加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。</li> <li>お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見いだし、迅速に対応する。</li> </ul> <p>■ KPI：① サービススタンダードの達成状況を●%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を●%以上とする</p> <p><b>(3) 限度額適用認定証の利用促進</b> ※予算案②-3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町村窓口に申請書を配置するなどにより利用促進を図る。</li> <li>医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。</li> </ul> <p><b>(4) 現金給付の適正化の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。</li> <li>傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。</li> <li>不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。</li> </ul>

分野	実施内容等
1. 基盤的保険者機能関係	<p><b>(5) 効果的なレセプト内容点検の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、レセプト点検の質的向上とシステムを活用した効率的な点検により、査定率向上に取り組む。</li> </ul> <p>■ KPI：① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について●%以上とする ② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を●以上とする</p> <p>（※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額</p> <p><b>(6) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。なお、加入者に対する文書照会を行う際には、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。</li> </ul> <p>■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について●%以下とする</p> <p><b>(7) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の審査手順の最適化の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>審査手順の標準化を推進する。</li> <li>受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。</li> </ul> <p><b>(8) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。</li> <li>未返納の多い事業所データを活用した事業所への文書等による資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。</li> <li>債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。</li> </ul> <p>■ KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を●%以上とする ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を●%以上とする</p>

分野	実施内容等
1. 基盤的保険者機能関係	<p><b>(9) 被扶養者資格の再確認の徹底</b>※予算案①-3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。</li> <li>・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。</li> <li>・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。</li> </ul> <p>■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を●%以上とする</p> <p><b>(10) オンライン資格確認の円滑な実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。</li> </ul> <p><b>(11) 業務改革の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。</li> <li>・ 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。</li> </ul>

分野	実施内容等
2. 戦略的保険者機能関係	<p>【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】</p> <p>※第3期アクションプランの目標と同一</p> <p>I 加入者の健康度の向上</p> <p>II 医療等の質や効率性の向上</p> <p>III 医療費等の適正化</p> <p>(1) 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（I、II、III）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。</li> <li>・ 加入者の健康・医療データをもとに分析を行い、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。</li> </ul> <p>i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上 ※予算案③-1～③-8</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治体・労働局・県医師会・県歯科医師会・県薬剤師会・その他関係団体に協力を要請しながら特定健診受診率等の向上に最大限努力する。</li> <li>・ 生活習慣病予防健診については、新規医療機関の開拓や、すでに契約している医療機関の実施件数の増加を図る。</li> <li>・ 事業者健診データ取得については、トップセールスや県・労働局・県医師会・社会保険労務士会・商工会議所・その他関係団体の協力を得て効果的なデータ取得に努める。また、データの取得から入力作業を民間業者へ委託し、効率的な取得を図る。</li> <li>・ 被扶養者の特定健診については、被扶養者にとって受診しやすい環境を提供するため、ナッジ理論*<sup>8</sup>等を活用した受診勧奨や各地区でのオプション項目を追加した集合健診の実施回数の拡大、市町村で行うがん検診との同時受診などの連携を強化する。併せて、郡市医師会の協力のもと、医療機関側から未受診者に対して受診勧奨を実施する。</li> </ul> <p>■ KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を●%以上とする  ② 事業者健診データ取得率を●%以上とする  ③ 被扶養者の特定健診実施率を●%以上とする</p> <p>ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上 ※予算案④-1～④-2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健診当日に初回面談の実施及び分割実施ができるよう健診実施機関へ働きかける。</li> <li>・ 事業所の業態区分別・市町村別健診データ等の分析結果を活かし、健康課題の特性を見極めながら、関係団体と連携して保健指導を推進する。</li> <li>・ 対象者に特定保健指導の重要性を認識していただくよう積極的な啓発活動に取り組む。</li> </ul>



分野	実施内容等
2. 戦略的保険者機能関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 被保険者・被扶養者の保健指導終了者の増加を図るため、積極的に外部委託を促進するとともに、被扶養者については集合健診時や健診実施後に特定保健指導を実施する。</li> <li>• 被扶養者を対象にナッジ理論を活用した特定保健指導の受診勧奨を実施する。</li> <li>• 保健指導委託機関との合同研修会等を開催して積極的に情報発信を行い、保健師・管理栄養士のスキルの底上げを図ることによって加入者の健康度を高める。</li> <li>• 支部保健師・管理栄養士のスキルの向上とPDCAを意識した事業を展開するため、チームカンファレンスによる情報交換や研修会の機会を設け、特定保健指導の継続率の向上を図る。</li> </ul> <p>■ KPI:① 被保険者の特定保健指導の実施率を●%以上とする ② 被扶養者の特定保健指導の実施率を●%以上とする</p> <p>iii) 重症化予防対策の推進※予算案⑤-1～⑤-2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 現役世代の重症化予防対策として、eGFR値など血圧値や血糖値以外の検査値等にも着目し、医療機関受診率をより高めていくべく積極的に民間業者へ委託し、未治療者への受診勧奨を確実に実施する。</li> <li>• 事業所訪問時やあらゆる機会をとらえて、支部保健師・管理栄養士による受診勧奨を実施する。</li> <li>• 糖尿病性腎症に係る重症化予防については、県で作成するプログラムと大館市立病院等で実施している事業に関して医師会の協力のもと効果的に実施し、糖尿病腎症による透析を予防もしくは延期し、加入者にとってのQOLを維持することで健康寿命の延伸を図る。</li> <li>• 健診実施当日、高血圧値が異常値を示す受診者に対してリーフレットを配布し、医療機関による受診勧奨を実施する。</li> </ul> <p>■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を●%以上とする</p> <p>iv) コラボヘルスの推進※予算案⑥-1～⑥-2、⑦-1、⑧-2～⑧-4</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 経済団体や関係機関等と連携し、健康経営宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、取組みの質を向上させる観点から、宣言後のフォローアップの強化を図る</li> <li>• 「健康経営宣言」事業を活用し、県や関係団体との連携を深め、共同で保健事業の実効性を高める。</li> <li>• コラボヘルスの推進を図るため、協定締結先と共に加入者の健康管理の支援活動を実施する。</li> </ul>

分野	実施内容等
2. 戦略的保険者機能関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業主や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が健診、保健指導を受けることができるよう、「事業所健康度診断（事業所カルテ）*<sup>9</sup>」を活用した事業主への働きかけを行う。更に、加入事業所へ「健康経営宣言」を勧奨し、事業主と加入者に健康づくり・健康意識の向上を促す。</li> <li>• 加入者のヘルスリテラシーを高めるため、禁煙・減塩・運動に関する動画やポスター等を作成して広報を行う。</li> </ul> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を●事業所以上とする。</p> <p><b>（2）関係機関等との協力連携による健康づくり事業の推進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</b> ※予算案⑧-1、⑧-5</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 自治体・医療関係団体・各業界団体等と締結した「健康づくりの推進に向けた包括的連携協定」に基づき、共同して加入者の健康増進や医療費等の適正化、各種広報を実施する等連携推進を図る。併せて協定の締結先の拡大を図る。</li> </ul> <p><b>（3）広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</b> ※予算案②-4</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 健康保険委員を通じたWEBによる加入者アンケート調査を実施し、加入者の理解度の現状を把握するとともに、啓発的要素を取り入れ、さらなる理解度の向上を図る。</li> <li>• 健康保険委員の委嘱拡大に向けた取り組みを強化するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るための研修や広報誌等を通じた情報提供を実施する。</li> </ul> <p>■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を●%以上とする</p> <p><b>（4）広報の推進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</b> ※予算案②-1～②-2、②-5、②-6</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 定期発行物などの紙媒体による広報のほか、ホームページやメールマガジンの広報内容を充実させる。更に、幅広く情報発信するため、WEBを通じた広報を強化する。</li> <li>• 中小企業関係団体と連携して、各種行事やライフイベント等の場を活用したブース出展や、学校等での健康教育、出前健康相談を行う等、年齢層ごとにターゲットを絞った健康へのアプローチを更に進めるための効果的な啓発活動を実施する。</li> </ul>

分野	実施内容等
2. 戦略的保険者機能関係	<p><b>(5) ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅱ、Ⅲ〉</b> ※予算案①-1、①-2</p> <p>＜課題分析＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協会で作成した「ジェネリックカルテ」及び「データブック」によりに重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。</li> </ul> <p>＜医療機関・薬局へのアプローチ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協会で作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して、個別の医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。</li> </ul> <p>＜加入者へのアプローチ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シール等の配布にも着実に取り組むとともに、ジオターゲティングによるWEB広告を使ってターゲットを絞った効果的な広報を実施する。</li> <li>東北厚生局、秋田県、医療関係団体、他の保険者等と連携した取組を実施する。</li> </ul> <p>＜その他の取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保険者としての立場から関係方面へ情報発信を行うため、秋田県医薬品等安全安心使用促進協議会へ参画し、意見発信を行っていく。</li> </ul> <p>■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合を年度末時点で●%以上とする。</p> <p><b>(6) インセンティブ制度の実施〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</b> ※予算案①-1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、周知広報を行う。</li> </ul> <p><b>(7) 地域の医療提供体制等への働きかけや意見発信〈Ⅱ、Ⅲ〉</b> ※予算案①-1</p> <p>i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、医療計画及び医療費適正化計画が着実に推進されるよう意見発信を行う。</li> </ul> <p>ii) 医療提供体制に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。</li> </ul> <p>iii) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。</li> </ul>

分野	実施内容等
2. 戦略的保険者機能関係	<p>■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を●実施する</p> <p><b>（8）調査研究の推進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</b></p> <p>i) 医療費分析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加入者の健康度の向上や医療費適正化に向けた事業の実施につなげるため、大学等の外部有識者の協力を得ながら分析を実施する。</li> </ul>

分野	実施内容等
3. 組織体系関係	<p><b>(1) 人事・組織に関する取組</b></p> <p>① 人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>評価者研修などを通じて、評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。</li> </ul> <p>② OJTを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。</li> </ul> <p><b>(2) 内部統制に関する取組</b></p> <p>① 内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指して、内部統制基本方針に則り、内部統制の整備を着実に進める。</li> </ul> <p>② リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報取り扱いやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練を実施する。</li> </ul> <p>③ コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。</li> <li>職員のコンプライアンス意識の向上を図ること及び今後の啓発活動に活かすことを目的とし、職員に自己点検・アンケートを実施する。</li> </ul> <p><b>(3) その他の取組</b></p> <p>① 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。</li> <li>一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。</li> <li>また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。</li> </ul> <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、●%以下とする</p>

## 【用語集】

### ○保険者機能強化アクションプラン\*1

協会けんぽの中期計画(3か年)のことで、令和3年度から第5期がスタートする。協会けんぽ自身の行動計画として位置づけられ、着実に実行していくことにより、協会けんぽの基本理念をこれまで以上に実現していくものである。保険者機能には基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の二つの類型に大別できる。まず、基盤的保険者機能は、保険者としてもとの基本的な業務・機能であり、レセプト(診療報酬明細書)や現金給付の審査・支払を適正かつ効率的に行うことにより、加入者に良質なサービスを確実に提供する。同時に、不正受給対策などによる医療費の適正化を通じて、協会けんぽの財政を含めた制度の維持可能性を確保する。もう一つの戦略的保険者機能は、近年特に保険者に求められている機能で、事業主とも連携して、加入者の健康の維持・増進を図ること、地域の医療提供体制の在り方にも積極的に関与すること、効率的かつ無駄のないサービスが提供されるよう働きかけを行うこと等により、「Ⅰ 加入者の健康度の向上」、「Ⅱ 医療等の質や効率性の向上」、「Ⅲ 医療費等の適正化」を目指し、もって加入者・事業主の利益の実現を図ることを目的としている。

### ○データヘルス計画\*2

レセプト(診療報酬明細書)データや特定健診等結果データを活用し、加入者の健康特性に応じて、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施する計画のこと。第1期の計画策定期間は平成27年度～平成29年度であったが、第2期は計画策定期間を3年から6年に延長し、平成30年度～平成35年度となっている。

### ○医療提供体制\*3

団塊の世代が後期高齢者となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医師・看護師等の医療従事者の確保・勤務環境の改善、地域包括ケアシステムの構築、といった「医療・介護サービスの提供体制の改革」が急務の課題となっている。

### ○レセプト点検\*4

医療機関等から送付されたレセプト(診療報酬明細書)に記載されている内容について、その請求点数が算定基準等に照らし誤りがないかどうかを審査・点検するもの。

### ○返納金債権\*5

退職等により協会けんぽの資格が無くなった後、協会けんぽの保険証を使用して医療機関を受診してしまった場合に、被保険者へ医療費のうち協会けんぽが給付していた分を請求すること。

### ○保険者間調整\*6

退職等により協会けんぽの資格が無くなった後で新たな保険資格が確認された場合に、被保険者の同意に基づき、旧保険者と新保険者の間で返納金の調整を行うこと。

### ○限度額適用認定証\*7

医療機関等の窓口での医療費の支払いが高額になりそうな場合、あらかじめ申請により限度額適用認定証の交付を受けて医療機関等窓口で保険証と併せて提示すると、1か月(1日から月末まで)の窓口での支払いが自己負担限度額までとなる。

### ○ナッジ理論\*8

ナッジ(nudge)とは「肘で軽く突く」という意味で、2017年にノーベル経済学賞を受賞したリチャード・セイラー教授が提唱した概念。行動経済学や行動科学分野において、人々が強制によってではなく自発的に望ましい行動を選択するよう促す仕掛けや手法を示す用語として用いられている。

### ○事業所健康度診断(事業所カルテ)\*9

従業員の健診結果・医療費データを分析し事業所毎の健康課題を見える化したもの。

### ○健康保険委員\*10

協会けんぽが委嘱。事業に関する周知・広報、各種申請に関する相談、健康づくりや健診など各種事業の推進、モニター等が主な活動内容になる。加入者と協会けんぽのパイプ(橋渡し)役として重要な役割を担っている。

### ○インセンティブ制度\*11

医療保険制度改革骨子や日本再興戦略改定2015等を踏まえ、新たに協会けんぽ全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、インセンティブ制度の財源となる保険料率(0.01%)を設定するとともに、支部ごとの加入者及び事業主の行動等を評価し、その結果が上位過半数となる支部については、報奨金によるインセンティブを付与するというもの。具体的には、特定健診・特定保健指導の実施率、要治療者の医療機関受診割合、後発医薬品の使用割合などの評価指標に基づき、支部ごとの実績を評価する。評価方法は偏差値方式とし、平均偏差値である50を素点50とした上で、指標ごとの素点を合計したものを支部の総得点として全支部をランキング付けする。平成30年度に導入され令和2年度の保険料率から反映される。